

還付加算金の計算方法

1 還付加算金の計算式

還付加算金 = 過誤納金 × 計算期間の日数 × 還付加算金の割合 ÷ 365

2 還付加算金の起算日

還付加算金の起算日は、過誤納金の生じた理由によって異なります。

(1) 更正、決定、賦課決定による還付（地方税法第 17 条の 4 第 1 項第 1 号）
納付納入の翌日

(2) 更正の請求に基づく更正による還付（地方税法第 17 条の 4 第 1 項第 2 号）
更正の請求があった日の翌日から 3 か月後と更正があった日の翌日から 1 か月後の
いずれか早い日

(3) 所得税の更正による還付（地方税法第 17 条の 4 第 1 項第 3 号）
所得税の更正の通知がなされた日の翌日から 1 か月後

(4) 所得税の申告による還付（地方税法第 17 条の 4 第 1 項第 3 号）
所得税の申告日の翌日から 1 か月後

(5) 誤納による還付（地方税法第 17 条の 4 第 1 項第 4 号）
納付納入日の翌日から 1 か月後

3 還付加算金の割合

| 期間 | 割合 |
|--------------------------------------|------|
| 平成 26 年 1 月 1 日 から 平成 26 年 12 月 31 日 | 1.9% |
| 平成 27 年 1 月 1 日 から 平成 28 年 12 月 31 日 | 1.8% |
| 平成 29 年 1 月 1 日 から 平成 29 年 12 月 31 日 | 1.7% |
| 平成 30 年 1 月 1 日 から 令和 2 年 12 月 31 日 | 1.6% |
| 令和 3 年 1 月 1 日 から 令和 3 年 12 月 31 日 | 1.0% |
| 令和 4 年 1 月 1 日以降 | 0.9% |

当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年
0.5%（令和 2 年 12 月 31 日までは年 1%）を加算した割合。

4 還付加算金が加算されない場合

計算の基礎となる過誤納金が 2,000 円未満の場合、又は計算された還付加算金が 1,000 円未満の場合は、還付加算金が加算されません。

5 端数金額の取扱い

計算の基礎となる過誤納金に 1,000 円未満の端数金額がある場合又は計算された還付加算金に 100 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てます。